令和５年度　水道メーター修繕詳細仕様書

1　総　則

(1) 目　的

この仕様書は，三芳水道企業団が修繕する水道メーター（以下「メーター」という。）の仕様及びその他必要な事項を定めるものである。

(2) 適用範囲

この仕様書で定めるメーターの口径，種類，発注予定数量は表 1 のとおりとする。

ただし，発注予定数量はあくまで予定であり，この数を保証するものではない。

(3) 適用法令

メーターは，以下の法令，その他関連する関係法規及び適用規格等の最新版を適用する。

1）計量法関係

① 計量法（平成 4 年法律第 51 号）

② 計量法施行令（平成 5 年政令第 329 号）

③ 計量法施行規則（平成 5 年通商産業省令第 69 号）

④ 特定計量器検定検査規則（平成 5 年通商産業省令第 70 号）

⑤ 指定製造者事業者の指定等に関する省令（平成 5 年通商産業省令第 77 号）

2）水道法関係

① 水道法（昭和 32 年法律第 177 号）

② 水道法施行令（昭和 32 年政令第 336 号）

③ 水道法施行規則（昭和 32 年厚生省令第 45 号）

④ 給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（平成 9 年厚生省令第 14 号）

3）日本産業規格及びその引用規格（最新版を引用する。）

① JIS B8570-1　水道メーター及び温水メーター第 1 部：一般仕様

② JIS B8570-2　水道メーター及び温水メーター第 2 部：取引及び証明用

4）その他関連する法令

(4) 用語の定義

メーターの修繕は修繕品下取り方式である。

修繕品(再生品)下取り方式とは，修繕メーター代金から三芳水道企業団が引き渡すメーターを下取りし精算する方式をいう。

ただし，修繕品（再生品）は修理可能品を保障するものではない。

また，一部特殊品を含む。

表１　メーターの口径，種類

口径	表示桁数 （㎥以上）	種類	発注 予定数量
13 ｼｮｰﾄ	4 桁以上	単箱型接線流羽根車式乾式（アナログ･デジタル併用表示）水道メーター	3,934 個
20	4 桁以上	複箱型接線流羽根車式乾式（アナログ･デジタル併用表示）水道メーター	96 個
25	4 桁以上	複箱型接線流羽根車式乾式（アナログ･デジタル併用表示）水道メーター	38 個
30	5 桁以上	複箱型接線流羽根車式乾式（アナログ･デジタル併用表示）水道メーター	7 個
40	5 桁以上	タテ型ウオルトマン式乾式（アナログ･デジタル併用表示）水道メーター	26 個
50	5 桁以上	タテ型ウオルトマン式（アナログ･デジタル併用表示）水道メーター ※接続部袋ナット式	11 個
50	6 桁以上	タテ型ウオルトマン式（アナログ･デジタル併用表示）水道メーター ※接続部フランジ式	5 個
75	6 桁以上	タテ型ウオルトマン式（アナログ･デジタル併用表示）水道メーター ※接続部フランジ式	1 個

（5）検定証印または基準適合証印

メーターは，計量法第 72 条に規定する検定証印が付されたもの，又は，計量法第 96 条に規定する基準適合証印が付されたものでなければならない。

また原則として，そのメーターの納入日前 1 ヶ月以内に計量法第 71 条の検定に合格したもの，又は，計量法第 95 条の規定に適合することを確認したものでなければならない。

2　メーターの仕様

(1) メーターの構造･材質

ア　メーターの構造は，修繕できるものとし，かつ，他社との互換性を有するものとする。

イ　メーター内部機構・羽根車等に使用するプラスチック及びガスケット類は，衛生上無害かつ無臭のものとする。

ウ　流入口に異物の流入を防ぐストレーナを設けるものとする。

エ　上下ケースの材質が JIS H5120 の CAC406 のものは，鉛浸出防止対策として，改質処理または塗装等の表面処理(以下「表面処理」という。）を施すこと。

オ　メーターは，給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の基準に適合しなければならない。なお，納入後 8 年間同基準に適合することを保証すること。

(2) 再利用部品

ア　接続部袋ナット式

メーターの下ケースを再利用し，その他の部品は在来のものをすべて取外し，新品を用いて正確に組み立てるものとする。ただし，上ケースで損傷，磨耗が少なく刻印が打ち替え可能なものについては再利用してよいこととする。

イ　接続部フランジ式

メーターのケースを再利用し，その他の部品は在来のものをすべて取外し，新品を用いて正確に組み立てるものとする。ただし，その他の部品のうち金属部品で損傷，磨耗が少なく性能に影響がないものについては再利用してよいこととする。

(3) メーターの主要寸法等

メーターの両端の取付け部ねじ寸法及びメーター全長，付属品等は，表 2 のとおりとする。

表 2　メーターの主要寸法等

方法：袋ナット式

口径 (mm)	Q (m³/h)	R	全長 (mm)	ねじ寸法　注 1		付属品 (メーター1 個に付き) パッキン
				外径(mm)	ねじ山数 (山/in)	
13	2.5	100	100	26.4	14	2 枚
20	4	100	190	33.2	11	2 枚
25	6.3	100	225	41.9	11	2 枚
30	10	100	230	47.8	11	2 枚
40	16	100	245	59.6	11	2 枚
50	16	100	245	75.2	11	2 枚

方法：フランジ式

口径 (mm)	Q (m³/h)	R	全長 (mm)	フランジ寸法　注 2		付属品(メーター1 個につき)	
				ボルト穴 (mm)	ボルト穴ピッチ径 (mm)	ボルト・ナット	パッキン
50	40	100	560	19×4	143	8 組	2 枚
75	63	100	630	19×4	168	8 組	2 枚

注 1　基準山形及び基準寸法等は JIS B 0202「管用並行ねじ」の規定を準用する。

注 2　フランジの取合い寸法は JIS G 5527「ダクタイル鋳鉄異形管」の 7.5K フランジ RF 形の規定を準用する。

(4) 表　　記

ア　蓋の表記

(ア)　蓋の上面にメーター口径を表記し新たに指定符号及び指定番号を鮮明に打刻すること（刻印例「三企 05－00001」）。

(イ)　蓋の裏面には，検定有効期間の満了年月をシールの貼付等により表記すること。

イ　メーターケースの表記

上ケース上面に指定符号及び指定番号を鮮明に打刻する（刻印例「三企 05－00001」）。

ウ　打刻について

蓋の上面及び上ケース上面へ表 3 のとおり刻印後半 5 ケタの頭の数字に口径を表す数字を打刻すること。

表 3　打刻例

口径 （mm）	頭の数字	例
13	0	三企 05－00001
20	1	三企 05－10001
25	2	三企 05－20001
30	3	三企 05－30001
40	4	三企 05－40001
50（袋）	5	三企 05－50001
50（フランジ）	5	三企 05－51001
75	6	三企 05－60001

(5) 塗　　装

ア　メーター上下ケースの塗装仕様は表 4 のとおりとする。

表 4　塗装仕様

主要部品の材質	内　面	外　面
鉛レス銅合金	不　要	アクリル樹脂塗装又はフタル酸樹脂塗装
表面処理	不要（表面処理に要する塗装は除く）	
鋳鉄,	エポキシ樹脂粉体塗装(JWWA G 112 による)	
ダクタイル鋳鉄	又はエポキシ樹脂塗装(JWWA K 135 による)	

イ　内面又は外面の塗装を行う場合，表面の錆び・埃等の付着物を完全に除去し，耐食・防錆の処理をした後，塗装するものとする。

ウ　塗料は，衛生上有害な物質を含まず乾燥後水に溶けないものとし，省令に定める侵出等に関する基準に適合したものでなければならない。

エ　外面塗装色は，下ケースの材質が鉛レス銅合金のものを無色とし，その他のものは青色とする。

なお，上ケースの打刻面及び取付ねじ部は塗装しないこと。

オ　蓋の色は青色とする。

3　納　入

(1)　納入方法

ア　メーターの納入場所は，三芳水道企業団職員が指示する場所とする。

イ　メーターの引渡しは，開梱，整理を終え完了するものとする。

ウ　メーター両端のねじ部にキャップを取付けるものとする。

エ　期限満了のメーター修繕については，交換数量を前納すること。交換工事終了後回収メーターを引き取ること（引き取りは三芳水道企業団が指定する期日までとする）。

また，納入は，三芳水道企業団の職員が指定した個数ごとに区分して納入すること。

オ　納入するメーターの指示数は 0.500～0.600 ㎥とすること。

(2)　付属品

表 2 に示す付属品を発注個数に応じ各メーター1 個毎に付けて納入すること。

(3)　提出書類

納入までに，性能保証曲線及び納入するメーターが給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の基準に適合していることを証明する書類を提出すること。

4　保　証

メーターの納入完了日からから検定満了日までに，そのメーターに機能不確実なものが発生した場合，無償で交換しなければならない。

ただし，不可抗力の場合はこの限りでない。

5　疑　義

本仕様書に疑義が生じた事項及び定めのない事項については，その都度協議するものとする。